

## 箱根町教育委員会委員長の選任等について

### 1 箱根町教育委員会協議会

協議会は、平成 29 年 10 月 16 日（月）午前 10 時 00 分、別紙、箱根町教育委員会会議次第に基づき、委員長が開会宣言を行い、協議会の中で委員長の選任等を実施し、同日午前 11 時 40 分、委員長が閉会宣言をして議事を終了した。

### 2 開会場所

郷土資料館 教育委員室

### 3 出席委員

勝俣正志、唐澤久雄、石田玲子、上野里佳、小林恭一。

### 4 出席職員

教育次長：内田恭司、学校教育課長：安藤正博、生涯学習課長：秋山智徳  
生涯学習課副課長：矢田康秀、学校教育課副課長：関野友人、同課庶務係長：湯浅誠、同課学校教育係長：藤田貴嗣。

### 5 議 事

#### 日程第 1 委員長の選挙について

委員長 それでは議事に入ります。日程第 1「委員長の選挙について」を議題とします。この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の旧法第 12 条第 2 項の規定に基づき委員長の任期は原則 1 年となっておりますので、本日、10 月 17 日から来年の 9 月 30 日までの任期の新委員長を決定するための選挙です。

事務局より、委員長選挙の方法等について説明をお願いします。

学校教育課長 只今、委員長より、来年 9 月 30 日までの 1 年に至らない任期の話がありましたが、小林教育長の任期が来年の 9 月 30 日までとなっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第 2 条第 3 項の規定により、来年の 10 月 1 日からは、新しい教育委員会制度となるため、教育委員長の任期も満了となるものでございます。よって、この度の選挙で委員長となる任期は、平成 29 年 10 月 17 日から平成 30 年 9 月 30 日までとなります。

では、選挙について説明させていただきます。委員長の選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項に「教育委員会は、教育長を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない。」と規定されており、選挙の方法については箱根町教育委員会会議規則第 1 条に「委員長の選挙は、会議において無記名投票により行

い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。」と規定されています。何か選挙について、ご質問等はございますか。

それでは、投票用紙をお配りいたしますので、どなたか1名の氏名をご記入いただき、投票をお願いいたします。

学校教育課副課長 [投票用紙配付] 投票箱の中が空であることをご確認ください。

学校教育課副課長 [投票箱持ち回り／各委員が投票] ただいまから、開票いたします。

学校教育課長・学校教育課副課長 [投票用紙開票・集計]

学校教育課長 集計が終わりましたので、結果を発表いたします。有効投票5票、無効投票0票でございます。結果につきましては、勝俣正志さんが4票、石田玲子さんが1票です。以上の結果、勝俣正志さんが委員長に当選されました。

教 育 長 大変お忙しいとは思いますが、よろしくをお願いいたします。

勝 俣 委 員 ただいま、委員長選挙におきまして、私が委員長就任を仰せつかったわけですが、全力で委員長の職に取り組んでまいりたいと思いますので委員の皆さんのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

全 委 員 よろしくをお願いいたします。

日程第2	委員長職務代理者の選任について
------	-----------------

委 員 長 それでは、次の日程第2の「委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。委員長職務代理者の選任について、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長 委員長職務代理者の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する旧法律第12条第4項に「委員長に事故あるとき又は委員長が欠けるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定され、箱根町教育委員会会議規則第2条に「委員長が事故あるとき、又は欠けるときは、前任の委員が委員長の職務を代理する。」と規定されております。つきましては、唐澤委員さんが前任の委員となりますので、唐澤委員さんが委員長職務代理者に該当されます。

任期につきましては、委員長と同様、本日の10月17日から来年の9月30日までとなります。

委 員 長 只今、事務局から唐澤委員さんが委員長職務代理者に該当することでした。唐澤委員、委員長職務代理者をお願いいたします。

任期につきましては、先ほど学校教育課長から説明があったとおり、私と同じく10月17日から来年の9月30日までとなります。

唐 澤 委 員 それでは、委員長職務代理者として、その任にあたりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

委 員 長 よろしくお願ひします。